

林業用A重油の石油石炭税の免税及び還付

○特例の内容

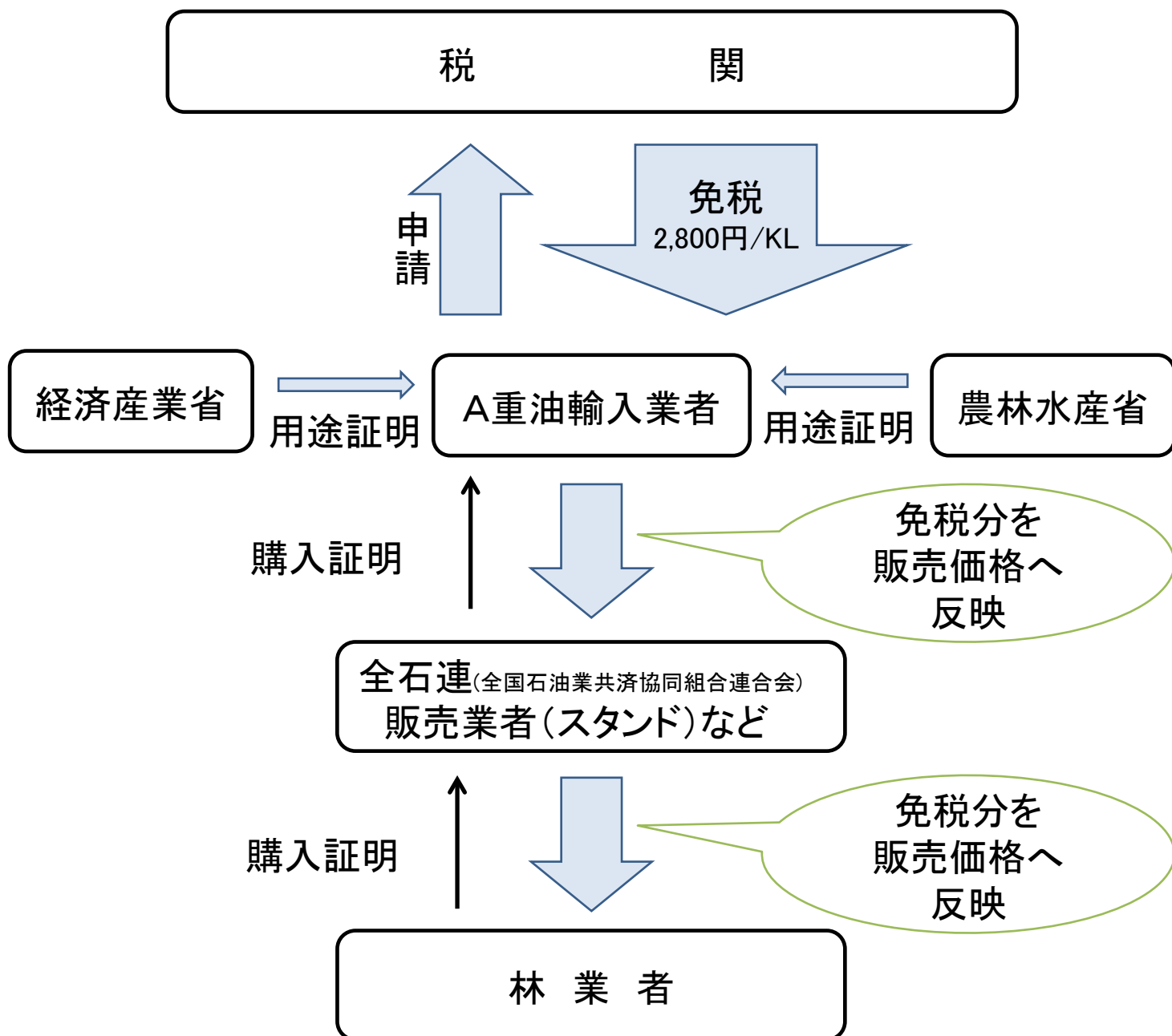
林業者が林業用（育林業、製薪業、木炭製造業、素材生産業等）で用いるA重油は石油石炭税（2,800円/キロリットル（※））が免除されています。

林業用の輸入A重油と国産A重油では以下の通り、石油石炭税が免除される段階が異なります。

（※）A重油に課される石油石炭税は、平成28年4月から地球温暖化対策のための税 760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっています。

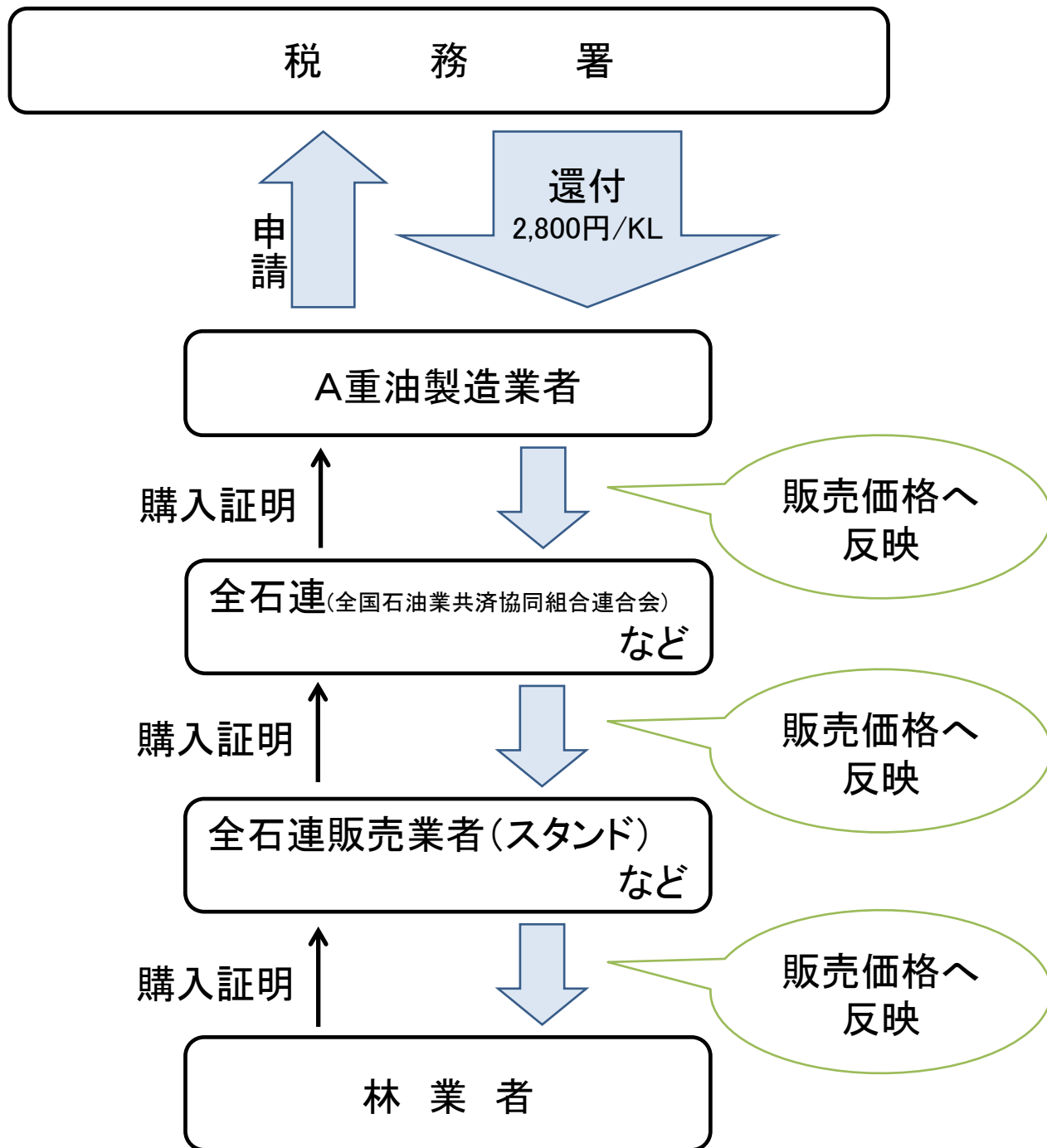
①林業用輸入A重油の場合

輸入業者が石油石炭税を免除され、林業者への販売価格に反映されています。



②林業用国産A重油の場合

石油石炭税が課税済みの原油から国内において製造された国産A重油で林業用に使用された場合には、石油石炭税に相当する金額が製造者に還付され、林業者への販売価格に反映されています。



担当部署
お問い合わせ先

林野庁木材産業課企画班
[代表]03-3502-8111(内線6103)
[直通]03-6744-2293
林野庁経営課組合事業班
[代表]03-3502-8111(内線6083)
[直通]03-6744-2288